

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 開・閉会式等消防・防災業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会警備・消防・防災基本計画に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、日本のひなた宮崎 国スポ県外開催競技会及び日本のひなた宮崎 障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防・防災体制及び活動要領について定め、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の安全を確保することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 開・閉会式等における消防・防災業務は、消防法等関係規定や開・閉会式等関係施設の管理者（以下「各施設管理者」という。）が定めた消防計画等によるもののほか、この計画の定めによる。

(実施機関)

第3条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県危機管理担当部局、医療機関、委託警備会社等（以下「自主警備・消防・防災関係機関」という。）及び各施設管理者の協力を得て、消防・防災業務を実施する。

第2章 火災等予防管理

(火気等使用予防管理)

第4条 実施本部は、火災予防及び災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の指定

喫煙場所、火気設備機器等の使用場所は、各施設管理者と協議の上、指定する。

(2) 各施設管理者からの承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。

- ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置
- イ 各種火気設備機器等の設置又は変更
- ウ 式典等における火気の使用
- エ 催物施設における火気の使用
- オ 臨時売店における火気の使用

カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

(遵守事項)

第5条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 喫煙は喫煙所で行うこと。
 - (2) 電熱器、ガス器具等の火気設備機器は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。
 - (3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。
 - (4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備機器は確実に点検を行って安全を確認すること。
 - (5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。
- 2 両大会に関係する全ての者は、防火設備、消防用設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。
- (1) 出入口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
 - (2) 防火戸付近に使用上支障となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。
 - (3) 消火器等の消防用設備付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

第3章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第6条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
日本のひなた宮崎 国スポ 総合開・閉会式リハーサル	未定	【都城市】 ・宮崎県山之口陸上競技場 敷地内及びその周辺 ・その他関係施設 ※ 荒天時は、都城市総合文化ホール
日本のひなた宮崎 国スポ 総 合 開 会 式	令和9年9月26日(日)	
日本のひなた宮崎 国スポ 総 合 閉 会 式	令和9年10月6日(水)	
日本のひなた宮崎 障スポ 開・閉会式リハーサル	未定	
日本のひなた宮崎 障スポ 開 会 式	令和9年10月23日(土)	
日本のひなた宮崎 障スポ 閉 会 式	令和9年10月25日(月)	
事 前 予 防・点 検	未定	

(組織及び任務)

第7条 実施本部は、消防・防災業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備・消防・防災本部」を設置する。また、警

- 備・消防・防災本部を別表1のとおり編成し、本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。
- 2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する臨時消防・防災組織を別表2のとおり編成する。

（関係機関との連携）

第8条 警備・消防・防災本部は、消防・防災業務を円滑に実施するため、自主警備・消防・防災関係機関及び各施設管理者と緊密な連絡調整を行う。

（平常時における活動）

第9条 警備・消防・防災本部は、自主警備・消防・防災関係機関、各施設管理者及び実施本部各班と連携して、次のとおり消防・防災業務を行う。

（1）予防管理・点検

- ア 指定された場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 出入口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火戸付近に使用上支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の有無
- サ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品の有無
- タ その他必要な措置

（2）報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を「予防管理・点検・措置結果報告書」（別記様式第1号）により警備・消防・防災本部に報告する。

（3）是正・改善

警備・消防・防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班及び自主警備・消防・防災関係機関に連絡を行うとともに、是正・改善を行う。

(緊急車両の設備)

第10条 警備・消防・防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、あらかじめ消防と協議の上、定める。

(火災等発見時の措置)

第11条 火災等の発生を認知又は発見した者は、自主警備・消防・防災関係機関へ速やかに通報するとともに、警備・消防・防災本部に対して電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

(火災等発生時における対応)

第12条 警備・消防・防災本部は、火災等が発生した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、自主警備・消防・防災関係機関及び施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

ア 火災等の情報又は発生の報告を受理したときは、その報告内容を「通信記録」(別記様式第2号)に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。

イ 火災等の発生を確認した場合は、直ちに自主警備・消防・防災関係機関に通報連絡するとともに、「火災等発生状況報告書」(別記様式第3号)により火災等の内容を把握する。

ウ 把握した火災等の状況に応じて、実施本部救護担当班、自主警備・消防・防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行う。

(2) 初期対応

ア 警備・消防・防災本部は、次の初期対応を行う。

(ア) 本部員等を現場に派遣し、自主警備・消防・防災関係機関による消火活動等への支援を行うとともに、必要に応じて臨時消防・防災組織を編成し、運用する。

(イ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害の恐れ等に関する情報を収集し、逐次、実施本部、自主警備・消防・防災関係機関等に通報・連絡を行う。

(ウ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報・連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。

(エ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行う。負傷者がいる場合は、救護活動を優先する。

(イ) 現場周辺に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導を行う。

(ウ) 自主警備・消防・防災関係機関が行う消火活動等に協力するとともに、

- 現場周辺の雑踏整理を行う。
- (エ) 可能な範囲で火災等に係る目撃者、参考人等の確保に努める。
- (オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備・消防・防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。
- (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、自主警備・消防・防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(4) 救急・救助活動

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、負傷者の救出・救助を行うとともに、自主警備・消防・防災関係機関や実施本部救護担当班の救護活動を支援する。

(非常放送)

第13条 火災発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 非常放送

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ各施設管理者と協議する。

(2) 非常放送時の措置

実施本部は、火災等が発生し、必要があると認めたときは、非常放送を行う。

(避難場所)

第14条 避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第15条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第16条 警備・消防・防災本部と自主警備・消防・防災関係機関等との通信連絡体制は、別に定める。

第4章 日本のひなた宮崎 国スポ県外開催競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第17条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	期日未定 (公式練習日含む)	【熊本県熊本市】 ○熊本市総合屋内プール

	<p>※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。</p>	<p>アクアドームくまもと「水泳（飛込）」 【鹿児島県湧水町】 ○湧水町轟の瀬特設カヌー競技場 「カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）」 ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p>
--	---	---

(活動要領)

第 18 条 消防・防災体制及び活動要領については、第 3 章の規定を準用し、会場地
市町村と協議の上、協力して必要な対策を講じる。

第 5 章 日本のひなた宮崎 障スポ競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第 19 条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
競技会場 (練習会場含む)	期日未定 (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【宮崎市】 ○宮崎県プール「水泳（身・知）」 ○宮崎市総合体育館、宮崎市中央公民館 「卓球（S T T含む）身・知・精」 ○ひなた宮崎県総合運動公園ひなた陸上競技場「フライングディスク（身・知）」 ○ひなた宮崎県総合運動公園運動広場 「ソフトボール（知）」 ○宮崎エースレーン「ボウリング（知）」 【都城市】 ○宮崎県山之口陸上競技場「陸上競技（身・知）」 ○早水公園体育文化センター「バレーボール（身）」 ○早水公園体育文化センター「ボッチャ（身）」 【延岡市】 ○西階公園補助グラウンド「フットソフトボール（知）」

		<p>○アスリートタウン延岡アリーナ「バスケットボール（知）」</p> <p>○アスリートタウン延岡アリーナ「車いすバスケットボール（身）」</p> <p>【日南市】</p> <p>○日南市北郷体育館「バレーボール（知）」</p> <p>【小林市】</p> <p>○（仮称）健幸のまちづくり拠点施設「バレーボール（精）」</p> <p>【日向市】</p> <p>○お倉ヶ浜総合公園運動広場「ブラインドベースボール（身）」</p> <p>【高原町】</p> <p>○高原町総合運動公園多目的芝生広場「アーチェリー（身）」</p> <p>【新富町】</p> <p>○新富町フットボールセンター、いちご宮崎新富サッカー場、三納代コミュニティ広場「サッカー（知）」</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	--

（活動要領）

第 20 条 消防・防災体制及び活動要領については、第 3 章の規定を準用し、会場地市町村と協議の上、協力して必要な対策を講じる。

第 6 章 研修・訓練

（研修・訓練の実施）

第 21 条 実施本部は、開・閉会式等における消防・防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

（研修・訓練内容）

第 22 条 消防・防災業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

（1）開・閉会式等における消防・防災業務に関すること。

- (2) 警備・消防・防災本部及び臨時消防・防災組織に係る業務内容の周知徹底に関すること。
- (3) 火災等の情報収集、伝達及び通報に関すること。
- (4) 初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
- (5) 通信機器の取扱いに関すること。
- (6) その他消防・防災業務に係る必要な事項に関すること。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この計画に定めるもののほか、必要事項については、実施本部長が別に定める。

別表 1 (第 7 条関係)

警備・消防・防災本部編成表

編 成	業 務 内 容
警備・消防・防災 本部長	○ 開・閉会式等自主警備・消防・防災業務の統括・管理 ○ 実施本部各部との連携調整
警備・消防・防災 班長	○ 自主警備・消防・防災関係機関との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用 ○ その他重大事案対応
本部員・警戒員	○ 警備・消防・防災本部の運営 ○ 実施本部各部各班との調整 ○ 自主警備・消防・防災関係機関との連絡調整 ○ 事案等情報収集 ○ 業務内容の記録 ○ 研修・訓練 ○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応、禁止行為への対応 ・ 事件事故等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応 ○ 消防・防災業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火気等使用予防管理 <ul style="list-style-type: none"> 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導 ・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保 ・ 緊急車両の配備 ・ 火災等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動

※ 1 臨時消防・防災組織とは、消防・防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※ 2 「本部員」とは、県実行委員会事務局職員及び県職員をいう。

「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

別表 2 (第 7 条関係)

臨時消防・防災組織編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班編成	業務内容
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括 ○ 火災等の情報分析、被害予測 ○ 避難指示 ○ 被害状況、応急措置等の記録
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災等の情報収集 ○ 会場施設の被害情報収集 ○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集。
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整 ○ 実施本部各部各班内の実施本部、ボランティア等への連絡調整
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場施設の被害状況の確認 ○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安管理
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導 ○ 避難者の救援物資等の調整（関係市町村等との連絡）
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救助活動 ○ 負傷者の搬送
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
交通班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援 ○ その他特命事項の処理

別記

様式第1号（第9条関係）

受理No.

予防管理・点検・措置結果報告書

発生日時	令和9年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
実施者 (報告者)	() 班 () 係	氏名	報告時間
			時 分
点検事項	<input type="checkbox"/> 指定場所における火気等の使用状況 <input type="checkbox"/> 臨時売店等における防火安全管理状況 <input type="checkbox"/> ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止 <input type="checkbox"/> 出入口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 防火戸付近に使用上支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消防水利の異常の有無及び探水上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認 <input type="checkbox"/> 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無 <input type="checkbox"/> 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無 <input type="checkbox"/> 緊急車両進入路における通行支障物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難場所の使用状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難経路上における通行支障物品等の有無 <input type="checkbox"/> その他 ()		
点検結果	【異常の有無】 有 ・ 無		
	【異常箇所】 【措置内容】		
備考	報告受理時間	時 分	報告受理者
	自主警備・消防・防災 関係機関への通報	有・無	連絡先
	【現場における措置結果】 【警備・消防・防災本部の措置等】		

※ 緊急処理事案等の発生および認知時においては、警備・消防・防災本部宛に最寄りの通信手段により速報すること。

火災等発生状況報告書

認知日時	令和9年 月 日（ ） 時 分		
認知状況等	【認知状況】 現認・認知（口頭・有線・携帯・無線） 【通報者等人定事項】 ※住所、氏名、年齢、連絡先（電話番号）を最低限記載（聴取）		
火災等の概要			
発生日時	令和9年 月 日（ ） 午前・午後 時 分		
発生場所			
被害種別	火災・その他 （ ）		
被害状況			
（二次災害の有無）			
負傷者等 （人定別紙）	・負傷者（有・無） 名（男性 名・女性 名） ・負傷程度		
被害物品等	・被害物品（有・無） ・被害程度・範囲		
備考			
措 置	・負傷者の搬送＝有・無 搬送先病院名等を記載（ ） ・自主警備・消防・防災関係機関への連絡＝有・無 警察、消防、自衛消防本部（施設管理者）等を記載（ ） ・出動人員 名〔内訳：本部 名、自衛消防組織 名、消防 名〕 ・消防車 台・放水の有無＝有・無 ・その他		
	現場臨場者	（役職・氏名）	他 名
報告年月日 報告書	令和9年 月 日 警備・消防・防災本部 係 氏名		

※ 負傷者の人定事項については、備考欄又は別紙（様式自由）に記載添付する。